

## 史料紹介と研究

あやまつて組み合わされた書状の復元  
—『大日本古文書東大寺文書』編纂の事例から—

遠藤基郎

はじめに

『大日本古文書 家わけ第十八 東大寺文書』は、現在、東大寺図書館所蔵の東大寺未成巻文書の編纂が進行中である。東大寺に伝来した文書は、東大寺外にも現存するが、ほとんどは東大寺図書館が所蔵する。同館にある、いわゆる「一枚物」の古代・中世文書は、大きく「成巻文書」「未成巻文書」「宝庫文書」「葉師院文書（文書部）」に分けられる。その中でもっとも数量が多いのが「未成巻文書」である。その特徴のひとつが、複数紙にわたる文書が分散してしまっている場合のあることである。続紙が継目の糊ハガレによって前欠・後欠、あるいは断簡となってしまう場合、あるいは書状の封紙・包紙、第一紙、第二紙が泣き別れになってしまう場合などである。

こうした事態が発生した具体的な事情をはっきり示す記録はないが、江戸時代・明治・大正に複数回整理が入っていることから、その際に発生したものと推測される。特に江戸時代に、泣き別れが発生した可能性は高い。これも推測になるが、おそらく大正年間の京都帝国大学中村直勝による整理の際に、その復元を試みた可能性は高い。さらに奈良国立文化財研究所による一九八〇年代の重要文化財指定の整理では、明らかに復元処理がなされている<sup>③</sup>。ただし指定の方針により物理的につなぎ合わせすることはせず、接続情報を示すにとどまることが多い。『大日本古文書』編纂においては、こうした情報の蓄積に加え、独自の調査を行い、さらには寺外所在分まで対象にして、原状復元に努めている。

こうした復元は、現状のままでは見過ごされていた事実を明らかにする。

その典型事例としては、第十一冊第二一八号の嘉暦三年（一三二八）東大寺年預所記録がある。これは小番号（一）～（三三）からなる。継目裏花押のある文書断簡を復元したものである。断簡ひとつひとつは、差出・宛所もない性格不明の文書であるが、つなぎ合わされることによって、寺僧集団と東大寺別当との間で取り交わされた文書とその案文であることが判明し、鎌倉末期の東大寺寺院組織の実態を明らかにすることにつながった<sup>④</sup>。文書を「かたまり」として見ることで、単体では引き出せないより豊かな情報が引き出せた好例である。

二〇一九年度に刊行された第二四冊においても、複数の復元を果たしたが、ここでは、二一九九号と二二〇〇号を例として紹介する。なおこれは未成巻文書の1-24-388、3-12-341、1-24-508の三点からの復元である。ところで復元を要する、ないし復元可能な史料断簡のある中世史料は東大寺文書のみではない。

そのひとつが東寺百合文書であって、最近、吉田功治が一〇点の引付断簡の復元を試みている<sup>⑤</sup>。東寺の引付は、袋綴装の冊子であり綴紐が切れることにより、丁がバラバラになり、容易に断簡化する。復元手法として採用されたのが、以下の諸点への注視である。

（イ）非文字情報（「もの情報」…料紙全体の寸法・形態（折目）・色（汚れ）・虫損・欠損・シミ（水損）、そして文字ではあるが物理的識別範囲である筆跡

（ロ）文字情報…記載内容（人名・件名など）  
このうち、寸法・形態・筆跡は史料初発の情報であり、色（汚れ）・虫損・欠損・シミなどは経年変化による情報である。

経年変化の情報は、モノとしての史料の形態や保管状態に左右される。袋綴であれば線対称に、一方向で巻き畳まれていれば平行移動となる。四つ折りの場合は、折箇所に応じて線対称・平行移動が併存する。そして以下で述べるように二紙からなる書状の場合は、一枚の料紙内部では平行移動であるが、二紙の間では線対称になる。複数の状態を想定した丁寧な観察と分析が

求められる。

形状に関わるのは折目だけではない。書状の場合には、封式（封と墨引）、続紙ならば紙継目（糊代・継目を貫通する虫欠・継目を跨がる墨付）などへの注意が必要である。

また筆跡については、文字の形あるいは書き癖の一致などが注目されるが、大きさや字配り（上下左右余白や行・文字間隔）といったものも着目すべき点である。これらに配慮しつつ、以下では今回の再検討・復元作業を紹介する。

(一) ㉔ 1-24-388' ㉕ 3-12-341' ㉖ 1-24-508 G 現状

この三点は現在それぞれ次のように整理されている。

㉔ 1-24-388（鎌倉中期）七月二十二日賀茂年預衆書状（二紙）(図 1・2)

㉕ 3-12-341（鎌倉後期）十一月十六日某書状（前欠）(図 3)

㉖ 1-24-508（鎌倉後期）月日未詳某書状（後欠）(図 4)

結論を先に述べれば、㉔の第一紙と第二紙が別の文書であることを見過ごし、誤って組み合わせてしまったために、㉕・㉖という二つの断簡が発生しまったのである。

図 1・2 で示したように、㉔の第一紙と第二紙は、全体から受ける印象に共通性があるようにも見える。表で示したようにその寸法は三ミリ程度の差に過ぎない。また、ともにやや厚めの楮紙で触感だけでなく色合いや上下左右端の汚れも共通する。そして文章である。第一紙の末尾は、「以此次伊州国務事」、第二紙は「令評定申候」で、これを解釈すると「この機会にあわせ伊州国務のことについて評定を致しました」となり、この部分のみ抜き出せば意味は通じる。

おそらくこうした点からこの二紙は一体のものと判断したのであろう。内容分析に深く立ち入らない限りは、矛盾がないようにも見える。

しかし一旦、内容解釈に及ぶと矛盾は明らかである。すぐに判明するのは、第一紙端裏書の「西室殿状、十一月十六日」と第二紙の日付・差出の

「七月廿二日 賀茂年預衆」である。さらに第一紙のキーワードは「用途一万疋」「伊州国務」「関務」、一方第二紙は「当郷」「此御米」「検断口入」であり重ならない。

両者を一体とした判断への疑問が生じる。改めて「もの」としての側面に注意すると、さらに問題点が見えてくる。

封式と墨引

最初に、書状切封と墨引の関係を確認しておく。切封の墨引は一紙のみならば端裏（右端裏）につく。二紙の場合は、切封紐は第一紙の右端裏、そして墨引は第二紙の表側左端、すなわち多くは宛所よりさらに左側に残される<sup>6)</sup>。これは、二紙の場合、第一紙と第二紙を背中合わせにして、第二紙を外側にし、第一紙の左端から畳み、そして、巻き畳みの内側からはみ出た第一紙の封紐を外側に巻き付け、巻き畳みの外側となる第二紙左端に墨引するからである。

㉔第一紙右端に切封紐痕がある。しかしあるべき墨引が第二紙左端表にないのである。

汚れ・虫穴

前述の切封と墨引の矛盾に注目すると汚れも違いが目立つ。第一紙右端裏は汚れているが、第二紙はそれ程汚れがひどくない。一般的には、書状は巻いた畳んだ状態で保管されるから、先ほど説明したように外側になる第二紙左側端がもっとも汚れる筈であるが、そうならないことは矛盾である。

改めてシミ汚れに注目すると、上部のそれが第一紙にはあるが、第二紙にないことに気づく。さらに虫穴に注目すると、背中合わせで保管された場合の線対称となる虫穴がないことも留意すべきである。

筆跡（字配り）

筆跡の同定については、感覚的な部分に左右されるが、前述の疑問点を踏まえると、一致よりも相違点が意識されるだろう。第一紙は相対的に文字が小さく、料紙全体中で墨跡と余白のバランスが整った印象を残すのに対し、第二紙は文字が大きく全体に詰まっている感じを与える、感覚を補強す

るものとして数値化を試みる(表、10頁)。注目は、①上下余白、②一定範囲の行数から導かれる行配置間隔、③一行あたり文字数から導かれる文字配置間隔である。

①③の横方向の範囲は、文字列が一行全てにあるものとした。追而書・日付差出・宛所は除外した。①の計測箇所は左右端と中央に限定した。本来ならば、全ての行で行うべきだが、おおよその傾向は示すため簡略なものとした。③は「候」など極めて崩しが簡略化されるものは、カウントしない、あるいは小文字は二分で一文字にカウントした。

数値上での両者の比較では、第一紙は上下の余白の差が少なく、行間に余裕があり、一行文字数は多い。第二紙では上下の余白の差があり(上が広い)、行間が狭く、一行文字数は少ない。第一紙と第二紙の受ける印象の違いが数値によって確認できる。

以上により、第一紙と第二紙が別の書状に属することは決定的である。かくして前欠と後欠の二つの書状断簡が発生する。

## (2) 本来のパートナーを探す

次の課題は、それぞれの本来のパートナーを探索することである。

最初に候補を絞り込み、次に絞り込んだ候補の中からさらに選別する。候補絞り込みの材料は、編纂用に手回りで作成した欠損文書に絞り込んだ極めて単純な目録テキストファイルである。これは一九九〇年代半ばに国立歴史民俗博物館が公開した「東大寺文書目録」のデータベースをもとに作成した<sup>7)</sup>。当時は現在のようなWEB版のシステムではなく、検索結果がテキスト形式で排出されるものであったので、それを保存したものである。

キーワードは、「書状」「前欠」「後欠」「断簡」の組み合わせ、そして縦の寸法である。たとえば(あ)の第一紙は後欠で高さが、三二・九センチであるから、探索する対象の検索条件は、「書状」「前欠」「32」および「33」となる。単なるテキスト形式であり、項目わけしているわけではないので、実は前処理で、「書状」「前欠」のみに絞り込んだファイルを作成している。ス

マートでないことは承知しているが、すでにこのファイルに復元情報など追加・修正を書き込んでしまっているために、この「原始的」な方法を維持している。

もしこうした加工済み手回りファイルがなく、現時点でスタートするとすれば、国立歴史民俗博物館のデータベース、あるいは東京大学史料編纂所の日本古文書ユニオンカタログデータベース<sup>8)</sup>で、項目検索や検索履歴での絞り込みの掛け合わせによって、工夫をして、極力効率化の方途を探ったことであらう。

対象候補が絞り込まれたら、さらに選別を行う。検討ポイントは、最初に行った(あ)の第一紙・第二紙の検討と全く同じである。記述が煩雑になるので、今回復元できたもの、すなわち「正解」事例の説明で諒とされたい。

### (あ) 1-24-388 の第一紙(う) 3-12-341

表に示したように縦横寸法は一致する。

図3にあるように、(い)の左端には切封墨引があつて、その位置は(あ)の第一紙の右端切封紐痕と一致する。(い)の左端の汚れは(あ)の第一紙の右端以上に強い。そして両者には線対称で一致する虫穴がある(図5・9)。

### (う) 1-24-508 (あ) 1-24-388 の第二紙

表に示したように縦横寸法は一致する。第一紙にあたる(う)には切紐痕がない。(う)右端と(あ)の第二紙左端の汚れは同程度あり、あまりひどくは汚れていない。可能性としては、封紙があつてそれに包まれた期間が長かったということが想定されるが、想像の域はでない。前述の(あ)の第一紙と(い)とは違い、こちらはそもそも虫穴が少なく、それは手がかりにはならないが、料紙上部に相似性を示す湿損によるシミがある。これは、この二枚の料紙が背中合わせで保管されていたことを示している。

### 筆跡(字配り)

以上の点に加え、(あ)の第一紙と第二紙の違いを示すために数値化の観点から見た場合の筆跡(字配り)の近似性から、この二つの接続妥当性を補強しておく。



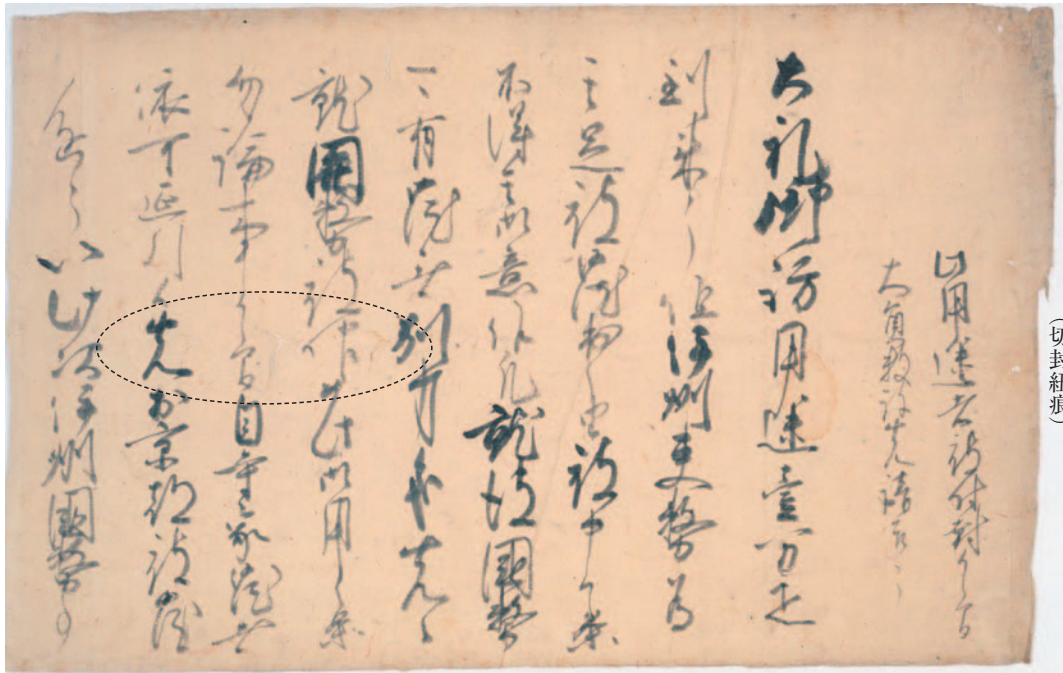


図1 (あ) 1-24-388 第1紙



図3 (い) 3-12-341

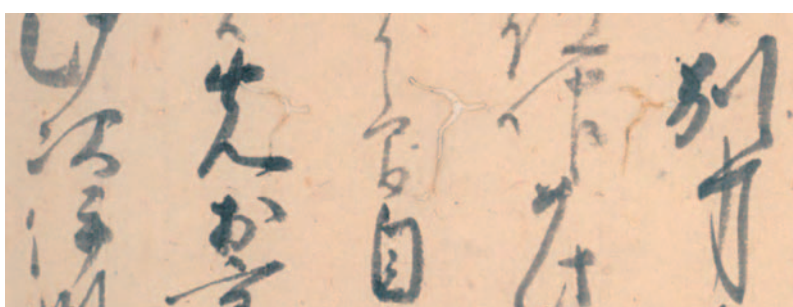


図5 (あ) 1-24-388 第1紙虫穴拡大 (図1破線囲み部分)

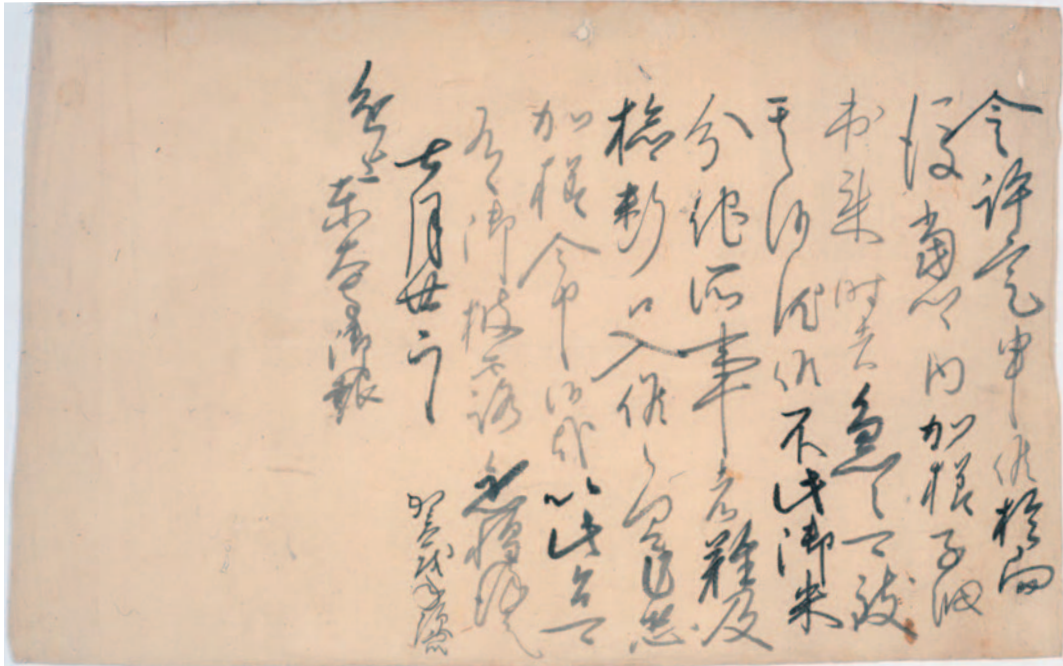


図2 (あ) 1-24-388 第2紙

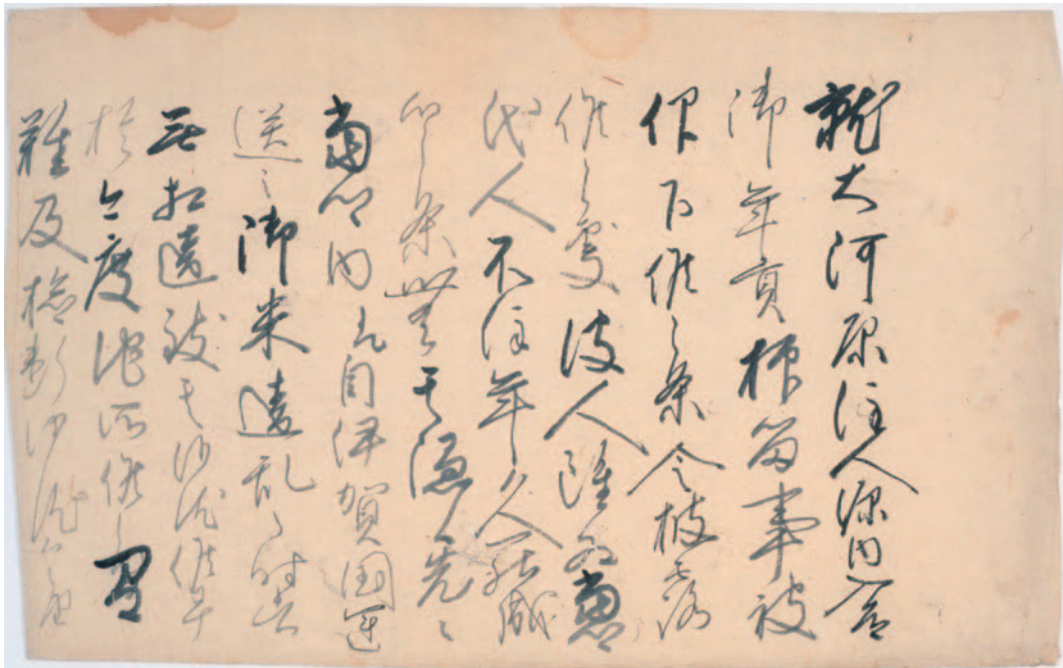


図4 (う) 1-24-508

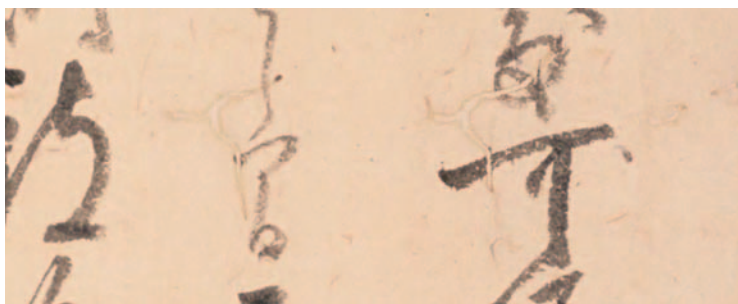


図6 (い) 3-12-341 虫穴拡大 (図3 破線囲み部分)



表に示したように、①上下余白、②一定範囲の行数から導かれる行配置間隔、③一行あたり文字数は、(あ)の第一紙といで①上二・七と二・七七、下一・二七と〇・八三、②四・三と四・一八、③一〇・四字と一〇字、(う)と(あ)の第二紙で①上三・八七と四・三三、下一・六と一・四三、②三・八八と三・五五、③八・六四字と八・二五字となる。それぞれの接続は、この数値化の検討からほぼ妥当であるといえる。

|         | (あ)1-24-388第1紙 | (い)3-12-341 | (あ)1-24-388第2紙 | (う)1-24-508 |
|---------|----------------|-------------|----------------|-------------|
| 紙縦      | 32.9           | 32.9        | 32.6           | 32.6        |
| 紙横      | 52.7           | 52.7        | 52.4           | 52.2        |
| ①       | 上部余白1          | 2.3         | 2.7            | 3.9         |
|         | 上部余白2          | 2.6         | 2.9            | 4.2         |
|         | 上部余白3          | 3.2         | 2.7            | 4.3         |
|         | 平均上部余白         | 2.70        | 2.77           | 3.87        |
|         | 下部余白1          | 2.00        | 0.70           | 1.40        |
|         | 下部余白2          | 0.80        | 0.80           | 1.40        |
|         | 下部余白3          | 1.00        | 1.00           | 2.00        |
| 平均下部余白  | 1.27           | 0.83        | 1.60           |             |
| ②       | 1行縦長さ          | 48.73       | 49.10          | 46.93       |
|         | 行数             | 9           | 6              | 11          |
|         | 行数計測横長         | 38.70       | 25.10          | 42.70       |
|         | 平均1行幅          | 4.30        | 4.18           | 3.88        |
| ③       | 行数文字数1         | 9           | 10             | 10          |
|         | 行数文字数2         | 9           | 10             | 7           |
|         | 行数文字数3         | 12          | 11             | 8           |
|         | 行数文字数4         | 11          | 9              | 9           |
|         | 行数文字数5         | 10          | 12             | 8           |
|         | 行数文字数6         | 11          | 8              | 9           |
|         | 行数文字数7         | 11          |                | 9           |
|         | 行数文字数8         | 11          |                | 9           |
|         | 行数文字数9         | 10          |                | 9           |
|         | 行数文字数10        |             |                | 8           |
|         | 行数文字数11        |             |                | 9           |
| 平均1行文字数 | 10.44          | 10.00       | 8.64           |             |

表 計測による比較

最後に内容から矛盾のない点を確認する。

#### (あ)の第一紙と(い)の内容

(あ)第一紙端裏書の「西室殿状、十一月十六日」と、(い)の日付「十一月十六日」は一致する。残念ながら、差出が判読できず、その点から西室殿との同定はできないが、(あ)第一紙末尾と(い)の先頭をつなげた「以此次伊州国務事、可被申沙汰之由被申奉行黄門候之処」という文章は、「ついでに伊州国務について、上申いたたくように奉行である中納言に申し上げましたところ」となり自然な流れとなる。そしてこの(あ)第一紙のキーワード「伊州国務」は、伊賀国の知行、すなわち知行国の制度と関わる<sup>(9)</sup>。同制度は朝廷のそれであるから、(い)の「黄門」すなわち中納言が天皇・上皇に取り次ぐことは対応関係にある。

#### (う)と(あ)の第二紙の内容

(う)末尾と(あ)第二紙先頭をつなげた「難及検断沙汰候之由、令評定申候」という文章は、「犯人を処分することは困難である旨の衆議となった」となり自然な流れとなる。(う)のキーワード「当郷」「御年貢抑留」「御米違乱」については、それぞれ(あ)の第二紙の「当郷」「検断沙汰」「御米分」に対応する。また(う)の「氏人」は、(あ)の第二紙の「賀茂年預衆」により、すなわち賀茂別雷社の氏人と理解できる。

以上の諸点から、上記に示した接続復元は確定できるものと結論づけられる。『大日本古文书東大寺文书』第二四冊は次の二点の文書として収載した(「は改行」)。

第二一九九号「東大寺西室信聡カ御教書」(ただし「信聡カ」は「顕宝」の誤り)

○以下1-24-388第一紙  
(端裏書)

「西室殿状、十一月十六日」

此用途者、被付封候之間、「大員数許先請取候了、大札御訪用途壹万疋」到来候了、但伊州吏務為「其足被沙汰出之由被申候之

条、』不得其御意候、凡就彼國務、』可有沙汰候者、別事候哉、先々』就閥務被仰如此御用之条、』勿論事候之間、自寺家沙汰者、』依可延引候、先於京都被沙汰』進候了、以此次伊州國務事、

○以下 3-12-341

可被申沙汰之由被申奉行』黃門候之処、可経 奏聞』之旨返答候之間、其子細被申』候了、以之、則被治定候之条、』返々不得其意候、其間事以』御使可被申候由、其沙汰候也、』恐々謹言、

(正慶元年(1391))  
十一月十六日 (差出)

年預五師御房

(奥切封墨引)

第二二〇〇号 『賀茂別雷神社年預衆書状』

○以下 1-24-508

就大河原住人、源内入道』御年貢抑留事、』被仰下候之条、令披露』候之処、彼人雖為当郷』氏人、不住年久罷成』候之条、無其隱候、先々』当郷内にて、自伊賀国運』送之御米違乱之時者、』無相違致其沙汰候畢、』於今度他所候之間、』難及檢断沙汰候之由、

○以下 1-24-388 第二紙

令評定申候、於向』後当郷内、か様子細』出来時者、急々可致』其沙汰候、(御取方)  
不此御米分』他所事者、難及』檢断口入候之間、乍恐』か様令申候哉、以此旨可』有御披露候、恐惶謹言、

(承正四年(1196))  
七月廿二日 賀茂年預衆

進上東大寺御報

(3) 接続復元の意義

以上の復元によって、この小論の目的はほぼ果たされたのであるが、この復元から得た新たな知見も触れておきたい。なお『大日本古文書』本文での重大な誤りについても気づいた点があり、あわせてここで修正を示すことを赦されたい。

第二一九九号

西室は、東大寺内で、東南院・尊勝院に匹敵する有力院家である。<sup>10)</sup> 御願寺法勝寺の執行を輩出するなど京都朝廷との関係も深い。この文書の大まかな内容は以下の通りである。

光厳天皇の大嘗会用途が年預五師より到来した。年預五師は東大寺衆徒側では伊賀国衙からの支払いとしているが、東大寺に知行国伊賀を与えることは決まったことではない。これから後伏見上皇に奏聞する、と西室から衆徒に伝えたところ、衆徒側が与えられることは決定したと勝手に判断したので、西室がそれを正した、となる。なお「閥務」は東大寺が知行していた兵庫関のことであって、朝廷側としては兵庫関の収益の一部で大嘗会用途に収めさせる方針であつたらしい。

『三重県史』資料編古代・中世(莊園編)上・下は、伊賀に係する東大寺文書・記録を網羅的に収集した優れた史料集であつて、本書において、(a) 2-388は現状のまま、「東大寺領その他一二三号文書」(正慶元年カ)七月二十二日賀茂年預衆書状として収める。さらに同じく伊賀国衙に関わるものとして、正慶元年十一月八日東大寺衆徒評定事書土代(京都市歴史資料館所蔵燈心文庫、同一二四号)、そして(正慶元年)十一月十九日西室書状土代(東大寺未成卷文書「24-60」、同一二五号)もまとめて収められている。

『三重県史』が一二五号の文書名を「西室書状土代」としたのは、端裏書「西室殿用途事、御返事 御状案文」を西室が差し出した文書の下書と解釈したものである。しかし今回、(a)を分割・復元した結果、(正慶元年)十一月十六日東大寺西室院主御教書となり、十一月八日の東大寺衆徒の文書、復元した十一月十六日西室の文書、そして十一月十九日の文書(一二五号)、となるから、最後の文書は、西室が書いた文書ではなく、「西室殿への衆徒からの返事の案文」と解釈し直せる。よって文書名は「東大寺衆徒等申状土代」(『大日本古文書東大寺文書』第二四冊、二二六八号)と改められる。すなわちこの三点は、惣寺から西室へ、西室から惣寺へ、再度惣寺から西室へという一連の流れの中に位置づけられる。

なお『大日本古文書』では西室を「信聡カ」としたが、稲葉伸道の検討によれば、西室顕宝が正しい<sup>11</sup>。ここに修正する。また本文中の「黄門」は、おそらく大嘗会検校であった中納言三条公明を指すのであろう。

## 第二二〇〇号

大川原は、京都府の東南端、現在の南山城村にあって、木津川が伊賀から山城に流れ込む地区である。周知のように伊賀には東大寺の柚・莊園が多数あって、そこからの年貢は木津川水運によって東大寺に運送された。鎌倉後期その物資を押領する悪党が発生し、東大寺がこれに苦慮したことは、渡邊浩史などによって論じられている<sup>12</sup>。つまるところこの文書は、鎌倉後期の南山城地域の悪党状況に関するものである。東大寺からの要請により、賀茂別雷社の年預衆は神社内で合議した結果を次のように伝えた。

伊賀からの東大寺領年貢を奪取した大川原住人源内入道は、「当郷」氏人であるが、長年にわたり「当郷」には住まわっていない。もし「当郷」内で東大寺に限らず他領主の年貢米が奪われたならば、領主の責任で賀茂別雷社がその住人を処罰するが、源内入道は「他所」住人なので対応しかねる、と。

『大日本古文書』では、この「当郷」に「大川原郷」の注記をつけたが、これは失考であり誤りであった。大川原は本文中の「他所」に当たるからである。「当郷」は、賀茂郷とすべきである。

賀茂郷は、現木津川市加茂町地域、木津川南岸平野部に比定されている<sup>13</sup>。岡田鴨神社がある。興福寺・東大寺・藤原実能家、そして賀茂別雷社領の賀茂庄が混在した。問題の大川原は賀茂郷から木津川を遡ること約一二キロであるから、「他所」とするのに適合する。

実は賀茂別雷神社側には同庄に関する史料が全く残っておらず、その意味で賀茂社側の発給文書としてこの文書は貴重である<sup>14</sup>。

鎌倉時代の賀茂別雷社の組織論には不案内であるが、須磨千穎の研究によれば、同社の「年預衆」なる存在を示す史料は他にはないようである<sup>15</sup>。賀茂別雷社の中世史料は、室町中期より前のものは限定的であって、室町中期以後の社内組織がかなり詳細に判明するのにくらべ、それ以前は、その組織を

窺わせるものが限られる。

須磨はその限られた史料から、鎌倉後期に氏人が「惣」という運営集団を形成し、莊園年貢を配分し、あるいは莊園担当氏人の処分を合議したことを明らかにした。今回の復元により、そうした合議は「評定」とも称されたことと、その取りまとめ集団として「年預衆」が設置されたことが極めて断片的ながら付け加えられる。室町後期には「評定衆」が存在し、江戸期には定期的な集会所が月三回あったことが確認されている<sup>16</sup>。その原初的形態なのである。今回の復元文書では、東大寺側と直接やり取りしている点が重要で、時として、神社外に対して神社側を代表する存在でもあったことは注目されよう。

## むすびにかえて

以上、『大日本古文書東大寺文書』第二四冊で新たに復元した鎌倉後期の書状二点の紹介と修正を行った。最後に古文書復元作業のための「画像史料解析」の方法論へのコメントを記したいと思う。

前提条件として、攪乱・分離によって複数枚からなる史料が断簡化したものが、複数セットある同一の史料群が対象となる。復元の最終的な確認は一点ごとの目視による筆跡確認や料紙とその周辺の情報の検討によることとなるのだが、複数セットあり本来接続しない断簡がむしろ多数派である場合、接続可能性の高い断簡候補をいかに効率よく絞り込むかが重要である。ただし問題は絞り込み作業自体、つまり既存データへの〈問い〉の投げかけ方ではない。そのために必要な〈変数〉情報の見極め・設定と、その採取方法の効率化こそが特にポイントである。

今回試みたような、指定範囲での上下それぞれの余白、行間隔、一行あたり文字数などを、画像スキャンによって自動的に採取できないだろうか。この中で一番困難と思われるのは、一行あたり文字数で、文字の大小を案配して平準化した区切り処理ができるような方法が必要であろう。

また虫穴も大切な判断材料となる。そのためには透過光あるいは特定の色のついた台紙上に文書をおいての撮影によって、虫穴部分の自動認識に適し



た画像を作成し、同画像で復元に有用と判断される一連の虫欠を指定して、料紙中の上下での位置や連続する虫欠間の間隔を自動計測し、その情報を蓄積する。

これらは復元を意図する作業者にとって有用な（変数）となるはずである。とは言え、これらを実現するコストと、それによる成果が見合ったものになるかは疑問がないわけではない。これによりメリットがありそうなものは、東大寺文書のような極めて特殊な条件のものだけでも考えられるからである。そうなると、編纂担当の経験や勘による方が手取り早いかもしれない。かくして「職人仕事の継続」という選択肢が最適解となる。

注

- (1) 横内裕人「東大寺図書館と収蔵史料」『古文書研究』五九、二〇〇四年。遠藤基郎「中世東大寺文書を俯瞰する」『三田中世史研究』一八、二〇一一年
- (2) 森哲也「近世・近代における東大寺文書」『正倉院文書研究』九、二〇〇三年
- (3) 奈良国立文化財研究所編「東大寺文書目録」(同朋舎、一九七九〜八四年)
- (4) 久野修義「鎌倉末〜南北朝期における東大寺別当と惣寺」『日本中世の寺院と社会』塙書房、一九九九年
- (5) 吉田功治「中世東寺文書における「評定引付」とその断簡等の復元」『古文書学研究』九〇、二〇二〇年
- (6) 田中稔「礼紙について」(『中世史料論考』吉川弘文館、一九九三年)、百瀬今朝雄「重紙と裏紙」『裏紙再論』(『弘安書札礼の研究』東京大学出版会、二〇〇〇年)。なお二紙からなる書状について、書札礼では第一紙を「本紙」、第二紙を「裏紙」というが、ここでは便宜「第一紙」「第二紙」で表現しておく。
- (7) <https://www.rekihaku.ac.jp/doc/t-db-index.html> また照井武彦「東大寺文書データベース」(『国立歴史民俗博物館研究報告』四七、一九九三年)、「東大寺文書目録データベース」(学術リソースレビュー 学術サイト) (『漢字文献情報処理研究』九、二〇〇八年)も参照。筆者遠藤が東大寺文書編纂に従事し始めたのが一九九三年であったことも、手回りテキストファイルを作成したことと関係する。
- (8) <https://www.vap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/> また「東京大学史料編纂所データベースの「使用上の注意」」(『日本歴史』八四九、二〇一九年)も参照。
- (9) 遠藤基郎「鎌倉後期の知行国制」(『国史談話会雑誌』三二、一九九一年)

- (10) 遠藤基郎「鎌倉中期の東大寺」(『論集鎌倉期の東大寺復興―重源上人とその周辺』GBS実行委員会編、法蔵館二〇〇七年)
- (11) 稲葉伸道「建武政権の寺社政策について」(『日本中世の王朝・幕府と寺社』吉川弘文館、二〇一九年)
- (12) 渡邊浩史「流通路支配と悪党―山城国賀茂荘の悪党」(『年報中世史研究』一六、一九九一年)
- (13) 『平凡社歴史地理大系』(京都府) 賀茂郷・賀茂庄項、『角川地名大辞典』(京都府) 加茂項。
- (14) なお賀茂別雷神社の総合的研究としては、さしあたり『中近世移行期における賀茂別雷神社および京都地域の政治的・構造的的分析研究』(科研費研究成果報告書、代表野田泰三、二〇一三年)、「賀茂別雷神社の所領と氏人」(東京大学史料編纂所研究成果報告2020-3、東大史料編纂所共共拠点特定共同研究、代表金子拓、二〇二一年)など。
- (15) 須磨千穎「中世における賀茂別雷神社氏人の惣について(1)」(『南山経済研究』六一二、一九九一年)、同(3)(同七一、一九九三年)
- (16) 山本宗尚「近世賀茂別雷神社の神職と氏人諸役人に関する一考察」(注14金子代表報告所収)